

消 防 地 第 578 号
令和 6 年 10 月 15 日

各都道府県消防団担当部（局）長 殿

消防庁国民保護・防災部 地域防災室長

消防団の更なる充実強化に向けた
企業等との連携強化について（協力依頼）

消防団員数が年々減少する中、今後発生が危惧される大規模災害等に備え、地域防災力の中核を担う消防団の万全な体制を構築することが重要であり、また、消防団員の約 7 割が被用者であることを踏まえると、円滑な消防団活動を行うには、消防団員の確保に向け、企業等の消防団に対する一層の理解や協力が不可欠となります。

こうした中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）の趣旨を踏まえ、消防庁においては、企業や業界団体を訪問し、消防団協力事業所表示制度や、企業等と連携した取組事例等を紹介するなど、企業等に対する積極的な働きかけを行っております。地方公共団体においても、これまで、消防団協力事業所表示制度の活用促進、消防団応援の店の導入等に取り組んでいただいておりますが、消防団員の確保に向け、従業員等の入団促進や、従業員等が消防団員として活動しやすい環境づくりなど、企業等との連携を一層推進し、消防団の更なる充実強化に向けた取組を行う必要があります。

このため、企業等の理解醸成及び協力の促進を図り、企業等との連携を一層推進していただくよう、別添 1-1 のとおり各関係省庁宛てに、別添 1-2 のとおり経済団体宛に依頼を行いました。さらに、別添 1-1 を受けて、別添 2 のとおり、各関係省庁から関連する業界団体に対し、当該団体に所属の企業等に対する消防団への協力を要請する事務連絡が発出されました旨、お知らせします。

貴職におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、域内の市区町村（消防団を所管する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とも連携を図りながら、下記事項に留意の上、当該市区町村に対し、本通知を周知していただくとともに、企業等との連携強化を図るようお願いします。

今後、本通知の内容に関して、各地方公共団体での取組状況について調査させていただきますので、御了知願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出することを申し添えます。

記

1. 都道府県への協力依頼事項

- ・消防団への協力に対する企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置など企業等への支援を充実させ、消防団協力事業所表示制度の利用促進を図ること。
- ・市区町村が企業等との連携を円滑に進めることができるよう、都道府県単位の業界団体や企業等への働きかけを主体的に進めること。その際には、業界団体に対しては、企業等への働きかけへの協力の取り付け、企業等に対しては、従業員等の入団促進や、従業員等が消防団員として活動しやすい環境づくりなど、積極的且つ継続的な働きかけを行うこと。
- ・業界団体や企業等への働きかけに当たっては、別紙のチラシについて、都道府県のホームページや SNS 等への掲載、業界団体や企業等への直接配布など、効果的に活用すること。
- ・市区町村が行う企業等への働きかけについて、市区町村との連携を図るとともに、市区町村に対し、必要な支援を積極的に行うこと。

2. 市区町村への協力依頼事項

- ・消防団協力事業所表示制度を導入していない市区町村におかれては、早急に導入いただくとともに、消防団への協力に対する企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置など企業等への支援を充実させ、当該制度の利用促進を図ること。
- ・企業等との連携強化に向けては、企業等に対し、企業等の消防団活動への協力が、社会貢献や危機管理の向上、地域住民との交流促進につながる等のメリットを周知するとともに、従業員等の入団促進や、従業員等が消防団員として活動しやすい環境づくりなど、積極的且つ継続的な働きかけを行うこと。
- ・企業等への働きかけに当たっては、都道府県との連携を図るとともに、別紙のチラシについて、市区町村のホームページや SNS 等への掲載、企業等への直接配布など、効果的に活用すること。

【お問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
川崎課長補佐、山下係長、水野（泰） 官
TEL：03-5253-7561
Email：syobodan@ml.soumu.go.jp

消 防 地 第 572 号
令 和 6 年 10 月 1 日

●●省●●●●●課（室）長 殿

消防庁国民保護・防災部 地域防災室長

消防団の更なる充実にに向けた
企業等との連携強化について（協力依頼）

平素から、消防防災行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今後大規模災害はもとより、近年頻発化・激甚化する風水害などの発生が危惧される中、消防団は、地域防災力の中核として大きな役割を果たしておりますが、昭和 29 年に約 200 万人いた消防団員は、令和 4 年度に 80 万人を切り、令和 6 年 4 月 1 日現在では約 75 万人と過去 3 年で約 5 万人も減少している極めて深刻な状況となっており、地域における防災力の低下が懸念されています。

これまで、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体が連携し、幅広い住民への入団促進に向けた広報の実施、消防団員の処遇の改善、消防団協力事業所表示制度等の活用促進、消防団の装備や訓練等の充実など、消防団の充実強化に向けた様々な取組を行ってきました。

とりわけ、依然として減少が続く消防団員の約 7 割が被用者であることを踏まえると、地域防災において重要な役割を担う消防団員を確保し、円滑な消防団活動を行う上では、企業等の消防団に対する理解を深め、協力を得ることが不可欠であり、また、企業等の社会貢献や危機管理の向上、地域住民との交流促進など、消防団活動への協力により得られる企業等のメリットの観点からも、企業等との協力体制を構築し、消防団の更なる充実に向けて企業等と連携した取組を一層推進することが重要と考えております。

消防庁では、引き続き、地方公共団体が企業等と連携を図れるよう様々な取組を行ってまいります。地方公共団体が企業等との連携を着実に進めるためには、企業等の十分な理解を得ることが不可欠となります。

このため、貴省におかれては、関係団体に対し、消防庁が作成したチラシを含め必要な情報提供を行うとともに、企業等の消防団に対する理解の醸成と協力を促進していただくようお願いいたします。

(添付資料)

- ・ 消防団の現状
- ・ 機能別団員・機能別分団制度について
- ・ 消防団協力事業所制度について
- ・ 消防団の力向上モデル事業
- ・ 企業等を対象とした消防団関係の表彰
- ・ 企業等と連携した取組事例
- ・ 企業等との連携強化に向けたチラシ

【お問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
川崎課長補佐、山下係長、水野（泰） 官
TEL：03-5253-7561
Email：syobodan@ml.soumu.go.jp

消防地第 573 号
令和 6 年 10 月 15 日

●●●●● (協会・連合会)

消防庁国民保護・防災部 地域防災室長

消防団の更なる充実強化に向けた
地方公共団体との連携強化について (協力依頼)

平素から、消防防災行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今後大規模災害はもとより、近年頻発化・激甚化する風水害などの発生が危惧される中、消防団は、地域防災力の中核として大きな役割を果たしておりますが、昭和 29 年に約 200 万人いた消防団員は、令和 4 年度に 80 万人を切り、令和 6 年 4 月 1 日現在では約 75 万人と過去 3 年で約 5 万人も減少している極めて深刻な状況となっており、地域における防災力の低下が懸念されています。

これまで、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 (平成 25 年法律第 110 号) の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体が連携し、幅広い住民への入団促進に向けた広報の実施、消防団員の処遇の改善、消防団協力事業所表示制度等の活用促進、消防団の装備や訓練等の充実など、消防団の充実強化に向けた様々な取組を行ってきました。

とりわけ、依然として減少が続く消防団員の約 7 割が被用者であることを踏まえると、地域防災において重要な役割を担う消防団員を確保し、円滑な消防団活動を行う上では、企業等の消防団に対する理解を深め、協力を得ることが不可欠であり、また、企業等の社会貢献や危機管理の向上、地域住民との交流促進など、消防団活動への協力により得られる企業等のメリットの観点からも、企業等との協力体制を構築し、消防団の更なる充実に向けて企業等と連携した取組を一層推進することが重要と考えております。

消防庁では、引き続き、地方公共団体が企業等と連携を図れるよう様々な取組を行ってまいります。地方公共団体が企業等との連携を着実に進めるためには、企業等の十分な理解を得ることが不可欠となります。

既に●● (協会・連合会) の会員が、消防団協力事業所として認定され、地方公共団体と連携した取組が行われている事例や、会員の従業員等が消防団員として活躍されている事例など、地域防災力の向上にご協力いただいておりますが、消防団の更なる充実強化に向けて、地方公共団体と企業等の連携を一層促進させるため、●● (協会・連合会) 会員に対して、別添資料を送付するとともに、以下の内容を情報提供いただくようお願いします。

- 1 消防団活動への協力は、企業等の社会貢献や危機管理の向上、地域住民との交流促進につながる等のメリットがありますので、従業員等の消防団への入団促進を推奨していただくなど、地域を守る消防団への積極的なご協力をお願いします。
- 2 従業員等が消防団員として円滑に活動を行えるよう、活動期間中や活動に必要な免許等を取得する際には特別休暇として扱うことや消防団員との兼業を推奨するなど、従業員等が活動しやすい環境づくりに格別なご配慮をお願いします。
- 3 都道府県及び市町村から、消防団協力事業所に関する事など、消防団の更なる充実強化に向けた取組の相談等がありましたらご協力いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- ・ 消防団の現状
- ・ 機能別団員・機能別分団制度について
- ・ 消防団協力事業所制度について
- ・ 消防団の力向上モデル事業
- ・ 企業を対象とした消防団関係の表彰
- ・ 企業等と連携した取組事例
- ・ 企業等との連携強化に向けたチラシ

【お問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
川崎課長補佐、山下係長、水野（泰） 宣

TEL：03-5253-7561

Email：syobodan@ml.soumu.go.jp

事 務 連 絡
令 和 6 年 ● 月 ● 日

●●●●● (協会・連合会)

●●省●●課

消防団の更なる充実強化に向けた
地方公共団体との連携強化について (協力依頼)

国及び地方公共団体においては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 (平成 25 年法律第 110 号) の趣旨を踏まえ、消防団員の確保や消防団の災害対応能力の強化を含め、消防団の更なる充実強化に向けて様々な取組を行っているところですが、この度、別添のとおり消防庁より協力依頼 (「消防団の更なる充実強化に向けた企業等との連携強化について (協力依頼)」 (令和 6 年 10 月 1 日付消防地第 572 号)) があったところです。

消防庁の添付資料「企業等と連携した取組事例」にもあるとおり、企業等の会員が、消防団協力事業所として認定され、地方公共団体と連携した取組が行われている事例や、会員の従業員等が消防団員として活躍されている事例など、地域防災力の向上にご協力いただいておりますが、消防団の更なる充実強化に向けて、地方公共団体と企業等の連携を一層促進させるため、●● (協会・連合会) 会員に対して、別添資料を送付するとともに、以下の内容を情報提供いただくようお願いします。

- 1 消防団活動への協力は、企業等の社会貢献や危機管理の向上、地域住民との交流促進につながる等のメリットがありますので、従業員等の消防団への入団促進を推奨していただくなど、地域を守る消防団への積極的なご協力をお願いします。
- 2 従業員等が消防団員として円滑に活動を行えるよう、活動期間中や活動に必要な免許等を取得する際には特別休暇として扱うことや消防団員との兼業を推奨するなど、従業員等が活動しやすい環境づくりに格別なご配慮をお願いします。
- 3 都道府県及び市町村から、消防団協力事業所に関することなど、消防団の更なる充実強化に向けた取組の相談等がありましたらご協力いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- ・ 消防団の現状
- ・ 機能別団員・機能別分団制度について
- ・ 消防団協力事業所制度について
- ・ 消防団の力向上モデル事業
- ・ 企業等を対象とした消防団関係の表彰
- ・ 企業等と連携した取組事例
- ・ 企業等との連携強化に向けたチラシ



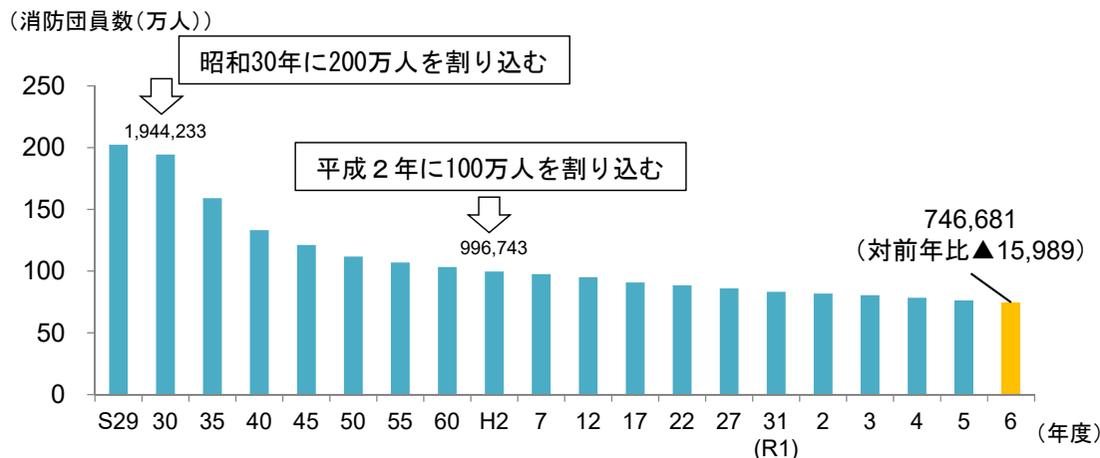
消防団の現状

● R6.4.1時点の消防団員数は746,681人 (▲15,989人 (▲2.1%)。入団者数：40,082人、退団者数：56,071人)

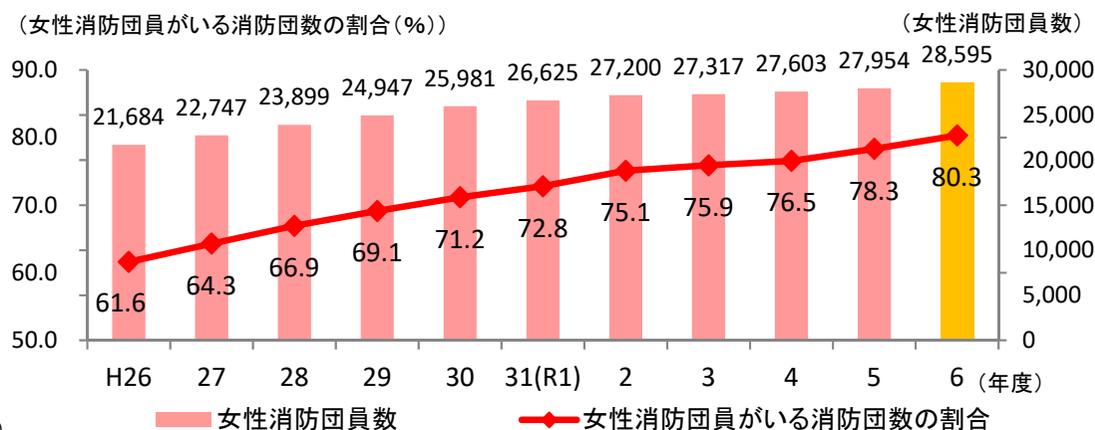
● 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員および機能別団員については増加傾向。

- 女性団員 28,595人 (+641人 (+2.3%)) ※ 女性団員がいる消防団数は1,746団 (+41団)
- 学生団員 7,122人 (+560人 (+8.5%)) ※ 学生団員がいる消防団数は862団 (+32団)
- 機能別団員 37,580人 (+2,890人 (+8.3%)) ※ 機能別団員制度750市区町村で導入済 (+45市町村)

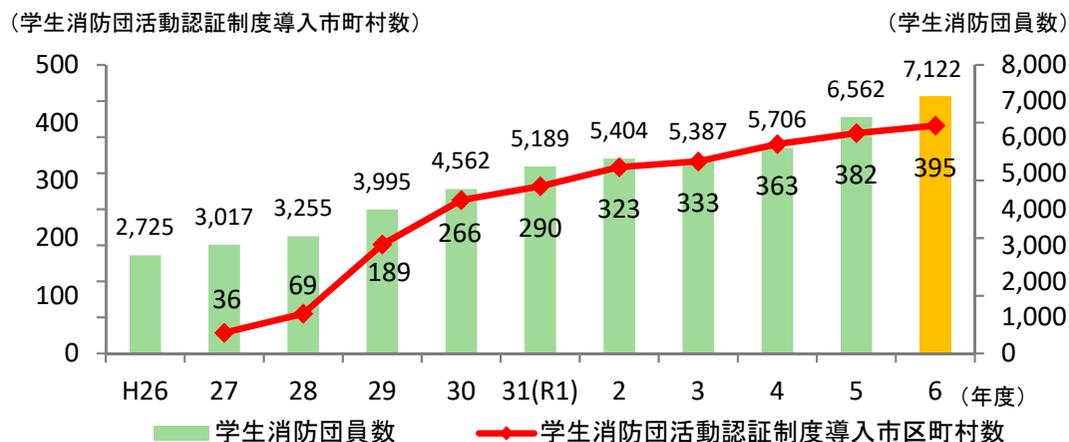
1 消防団員数の推移



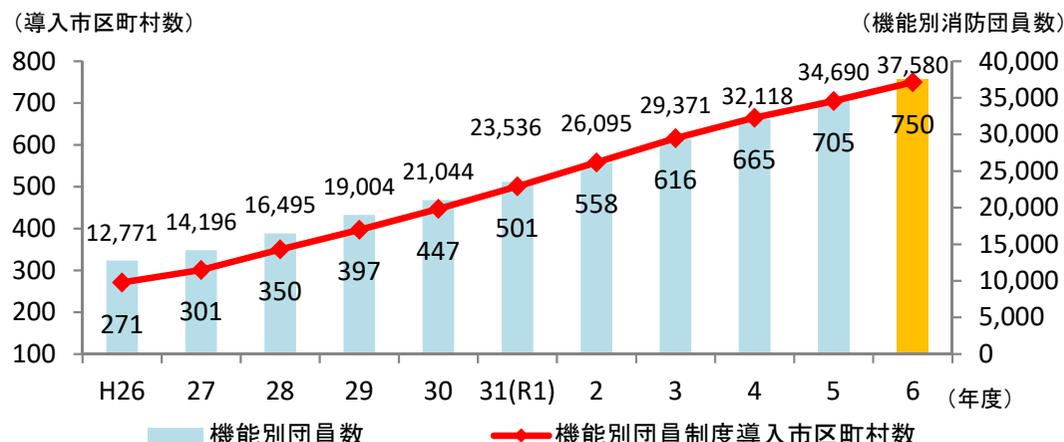
2 女性消防団員数の推移



3 学生消防団員数の推移



4 機能別消防団員数の推移



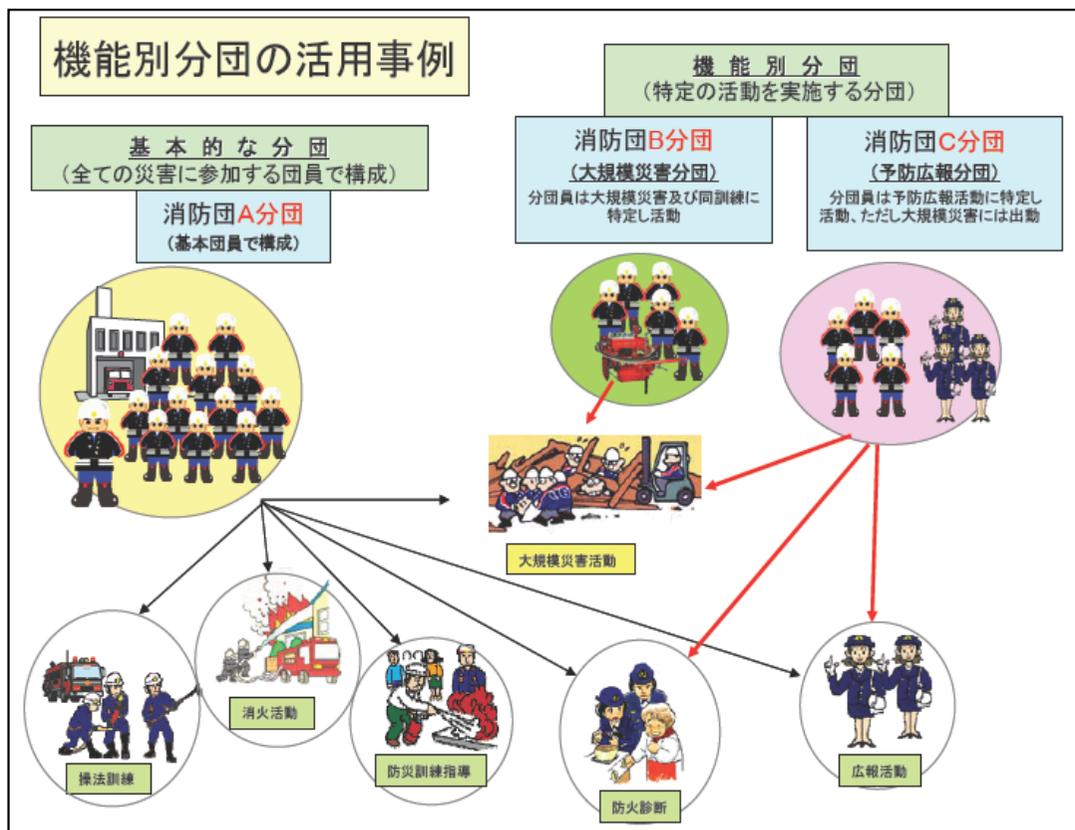
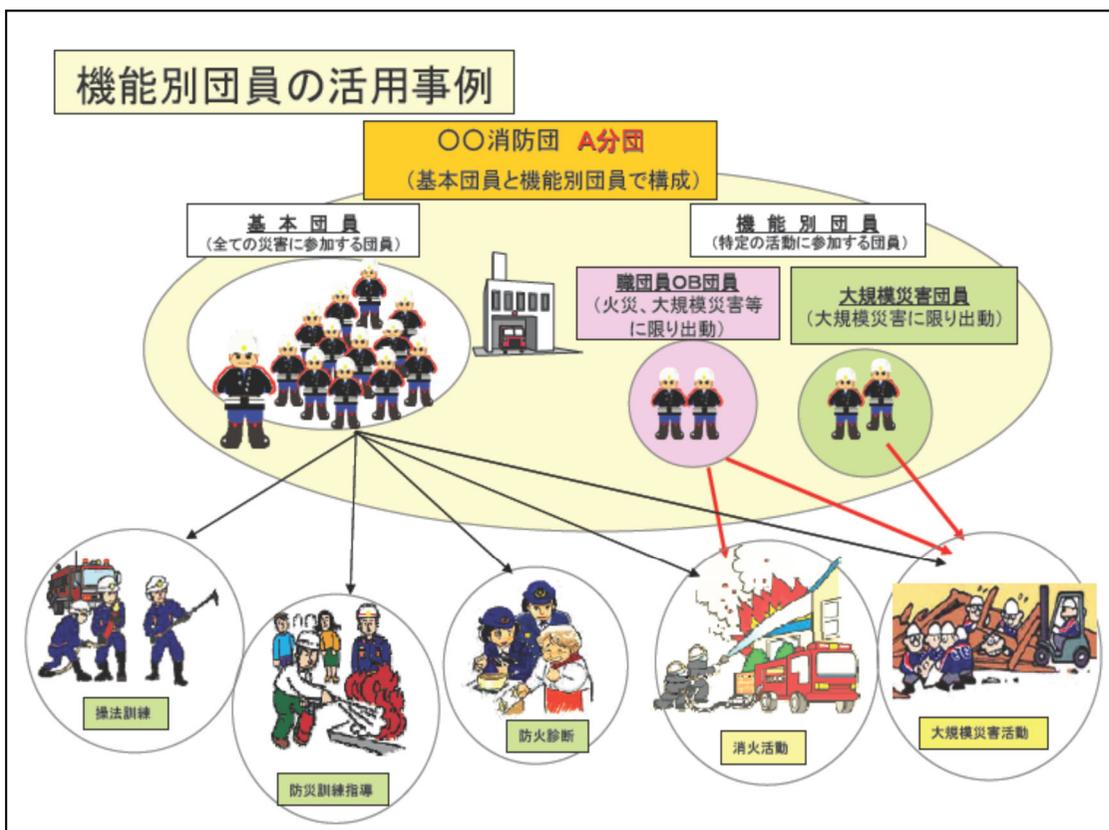
機能別団員・機能別分団について

● 機能別団員・機能別分団は、消防団員がすべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の**補完的な制度**として、各市町村が地域実態に応じて採用(R6.4.1現在 750市町村が導入済)。

<平成17年1月26日付け消防庁消防課長通知により、全国の市町村に制度導入を要請>

- 機能別団員 (特定の活動、役割のみに参加する団員)
 - ・基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度
 - ・消防職員・団員OB、被雇用者、女性等が担い手となることが今後も想定される

- 機能別分団 (特定の活動、役割を実施する分団)
 - ・特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度
 - ・機能別分団の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団



消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

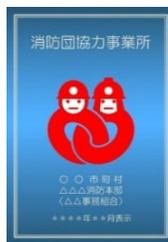
(令和6年4月1日現在)

認定要件

市町村消防団協力事業所 (次のいずれかに該当すること)

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

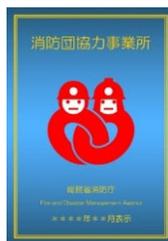
市町村マーク(シルバーマーク) ⇒



総務省消防庁消防団協力事業所 (次のすべてを満たすこと)

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

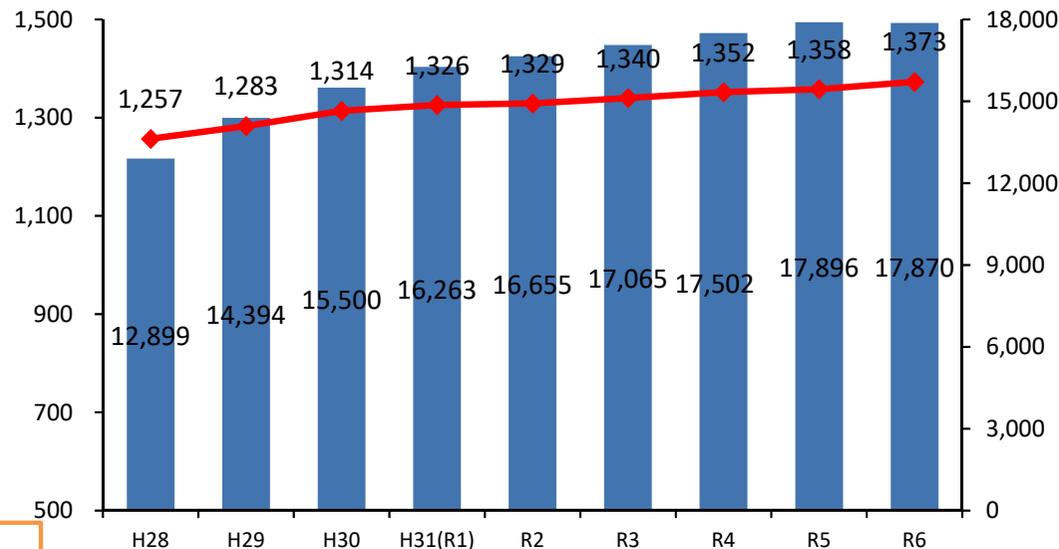


※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 764事業所

消防団協力事業所表示制度導入市町村数と市町村消防団協力事業所数の推移

制度導入市町村

市町村協力事業所数



調査対象: 1,719市町村(東京都特別区は一つの市町村として計上)

自治体による支援策の実施状況

<都道府県 54団体>

①金融 11県

- ・県制度融資信用保証料割引 (宮城、福島、山梨、三重)
- ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇 (長野、宮崎)
- ・中小企業制度融資 (山梨、島根)
- ・事業税の減免 (長野、岐阜、静岡)

②入札 23府県

- ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- (青森、宮城、山形、群馬、埼玉、東京、新潟、富山、石川、山梨、長野、静岡、三重、京都、島根、広島、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎)

③その他 20県

- ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度 (岐阜)
- ・表彰制度
- (宮城、秋田、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、三重、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎)
- ・都道府県主催防災士養成講座の受講 (愛媛)

<市町村 464団体>

①入札 284市町村

- ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など

②その他 176市町村

- ・消防団協力事業所報償金制度
- ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
- ・表彰制度
- ・広報誌広告掲載料の免除
- ・消火器の無償提供
- ・防災ラジオの無償貸与

- 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、消防団の充実強化につながる地方公共団体の創意工夫を凝らした様々な分野の取組を支援する。
- 各取組をモデル事業として、全国へ横展開を図る。

消防団の力向上モデル事業の例

○ 企業や大学と連携した入団促進



プロスポーツチームと連携した入団促進



大学祭での入団促進

○ 災害現場で役立つ訓練の普及

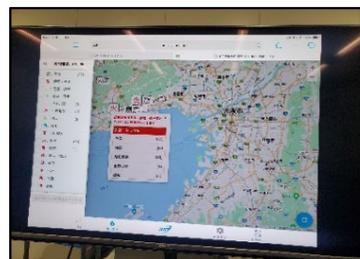


資機材取扱訓練



山火事想定訓練

○ デジタル技術の活用



消防団アプリの導入



車両動態表示装置の導入

○ 子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



子供連れ
巡回活動



子供連れでの
広報活動

○ 免許等取得環境の整備



準中型免許等の
取得環境整備



ドローン操縦技能
習得支援

全額国費（上限500万円）

消防団等地域活動表彰（平成13年度～）

地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団又は団員確保について特に力を入れている消防団、及び消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等に対し、消防庁長官が表彰。

【対象事業所】

消防団活動への深い理解を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所

【主な選考基準】

- ・総務省消防庁消防団協力事業所に認定していること又は同等の条件を満たしていること
- ・消防団活動への協力・配慮が認められること

(参考)R5年度 19事業所(株式会社今治ホンダ、株式会社フタバ九州(伊万里工場)など)が表彰

防災まちづくり大賞（平成8年度～）

地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として、地域に根ざした団体・企業などの多様な主体における防災に関する優れた取組等を表彰(総務大臣賞、消防庁長官賞等)。

企業・事業所等も応募が可能。

【対象となる取組】

- ・防災ものづくり:防災関係の施設整備、道路や公園における防災面での配慮など
- ・防災ことづくり:自主防災活動、防災知識の普及啓発、広報活動など
- ・防災ひとづくり:防災に関わる人材の育成、災害対応能力を高めるための教育訓練、講座、研修など
- ・防災情報:ICTを駆使した災害・防災情報の収集、伝達体制の整備など
- ・住宅防火:住宅防火対策を通じた、災害や火災に強いまちづくりの推進など



(シンボルマーク)

(参考)R5年度 企業の受賞例

- ・**総合警備保障株式会社横浜支社、横浜市西消防団、横浜市水道局**(横浜市)

総合警備保障株式会社横浜支社では、西消防団に11人が入団し、横浜市消防団協力事業所として独自の研修を年2回実施。

救命講習や救助・送水訓練などに積極的に参加している。また、同支社は横浜市水道局と「災害時給水所の運営協力に関する協定」を締結し、給水所運営訓練を毎年実施するなど、連携を強化している。

■日本郵便の取組

- 日本郵便(株)の協力の下、全国16都道府県の25局、357名に対して入団促進説明会を実施(令和6年2~4月頃)

■セコムの取組

グループ従業員数:約19,900人 ■消防団員数:415人(うち非現業職47人、嘱託社員235人) ※令和5年12月1日 現在

消防団活動への参加の呼びかけと配慮

- 非現業職の社員向けに、消防団活動への参加を促す社内文書を発出し、業務上の配慮と併せて周知。
(消防団員である社員の消火活動や訓練、行事等への積極的な参加、当該社員の上司等に対する配慮(有給休暇の取得等)を依頼)
- 消防団の行事等がある際は、周りの従業員でカバーしながら、有給休暇や時間休の取得を促し、団活動に参加できるようにしている。
- 応急救護・操法関係をはじめ各種行事への対応については、社員である団員間の役割分担を図ることで、団員ごとの活動回数等の平準化を図っている。
- 消防団活動は就業規則にある“兼業禁止規定”には当てはまらない旨を明確に示し、積極的な活動を促している。

社員向け説明会の実施

- 休み時間(30分程度)を利用し、現役消防団員の社員による社内説明会を実施。
⇒消防団活動を知らない社員が多かったため、非常に効果的な形で周知を図ることができ、3名(女性2名、男性1名)が入団。

消防団協力事業所表示制度の認定

- 全国の34市町村において、計26の事業所が市町村消防団協力事業所に認定。(最も早い認定は、平成19年~)

■その他企業の取組

- 消防団活動について特別休暇として扱うことを就業規則に明記(株式会社デービー精工 等)

企業と連携した取組事例①

消防団を中核とした地域防災力の
充実強化取組事例集(抜粋)

■「年賀タウンメール」の活用（静岡県磐田市）

○経緯

地元郵便局から連携協力した取組の打診があったことを機に、消防団への入団促進等に大きな効果が見込める「年賀はがき」を活用し、火災予防や団員募集を呼びかける取組を実施。

○内容

郵便局が実施している「年賀タウンメール」を活用し、賛同をいただいた市内の協賛企業・団体の出資の下、市内に本拠を置くスポーツチームの選手とタイアップした年賀はがきを作成し、約4,000世帯に配布。

○効果

地元スポーツ選手の起用により入団促進広告への関心度を高めるとともに、多くの住民の目に付く年賀状を活用することで、効果的な広報を展開することができた。また、消防団と地域企業・スポーツ選手が連携したことにより、消防団に対するイメージ向上が図られた。



【配布した年賀タウンメール】

■支援物資の搬送支援（宮城県西都市）

○経緯

- 災害時に幹線道路やライフラインが不通になることが多く、孤立の危険性が高い上に住民のほとんどが高齢者である地域において、安全確保はもちろんのこと、住民の生活維持が不可欠であるため、支援物資の迅速な配布が極めて重要であることから、地域の道路事情等に精通している郵便局との連携協力を依頼。
- 「西都市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」を令和3年に締結。

○内容

令和4年に発生した台風第14号の際には、自主防災組織及び消防団に加え、郵便局員等が、ライフラインの途絶えた民家などに災害支援物資を搬送するとともに、安否や道路状況等を確認し情報共有を実施。

○効果

郵便局との連携により、住民に対する支援物資の迅速かつ効率的な配布が可能となり、災害時における地域住民の生活が確保され、地域防災力の強化を図ることができた。



【地元郵便局長と地域づくり協議会】

企業と連携した取組事例②

消防団を中核とした地域防災力の
充実強化取組事例集(抜粋)

■企業等への訪問（新潟県阿賀野市）

○経緯

有事の際に企業において組織的な初期消火や避難誘導等を効果的に実施できる観点から、企業の従業員に対する消防団への理解を深め、入団を促し、「消防団協力事業所表示制度」の活用を促進することを目的に、消防団PRポスター(ハヤブサ消防団)を配布するとともに、郵便局や事業所などの市内の企業(従業員100名以上)と、県立高校への訪問を実施。

○内容

消防団の現状や企業の社員に消防団員がいることの必要性等のほか、防災教室及び避難訓練の重要性を説明。

- 郵便局では、AEDマップの配布・掲示と併せて機能別分団について説明。
- その他の企業では、従業員の中に消防団員いることの必要性(防火知識を生かし防火管理者の選任や避難訓練計画書の作成及び実施。また、有事の際の、組織的な初期消火及び避難誘導が実施可能)について説明。
- 県立高校では、避難訓練指導及び防災教室と併せて消防署と消防団の業務について説明。

○効果

消防団員の必要性・重要性など、消防団に対する認識や理解を深めることができ、関心を持ってもらうことができた。

■プロスポーツチームとの連携（佐賀県）

○経緯

団員確保のため、若者等の高い集客やPR効果が見込まれるスタジアムに着目し、プロサッカーチーム「サガン鳥栖」に連携協力を依頼し、平成29年度から広報活動の一環として『あなたのチカラを！』プロジェクトを実施。

○内容

- 消防団員が公式戦の試合前にグラウンドに散水するパフォーマンスを実施したほか、ハーフタイムに消防団員と消防団マスコットキャラクター「消太くん」がピッチ周回を行い、PRを実施。
- 会場に入団促進のための特設ブースを設置し、消防団員募集のためのチラシや、卓上カレンダーなどの消防団オリジナルグッズを配布。
- 試合当日に消防団へ入団された方先着6名に、選手サイン入り公式試合球を贈呈。
- 上記のほか、子供向けミニゲーム(輪投げなど)のイベントを実施。

(実績)平成29年度:1回、平成30及び令和元年度:3回、令和2年度以降:2回

○効果

地道な広報活動が功を奏し、令和3年度に3名、令和4年度に1名が入団したところ、一定の成果が現れた。

※ 県が窓口になり、入団希望者の情報を管内市町村へ提供



【散水の様子】



【PRの様子】

企業と連携した取組事例③

消防団を中核とした地域防災力の
充実強化取組事例集(抜粋)

■事業所機能別団員の導入（三重県津市） ※「機能別団員・分団制度の活用」から再掲

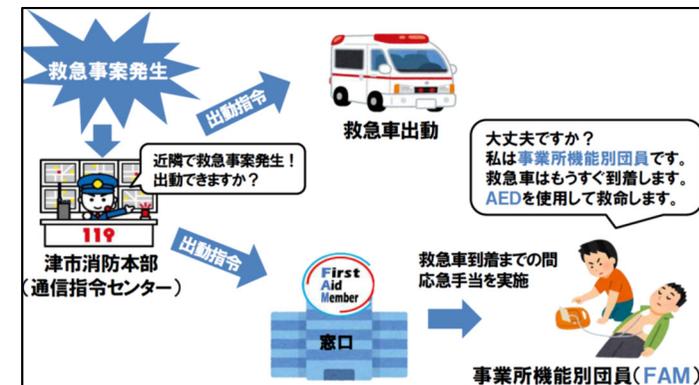
構成主体：津中央郵便局の内勤職員14名(令和5年11月1日時点)

○経緯

- 三重県津市が令和5年11月から、「事業所機能別団員」制度を導入し、企業や団体で働く人にまとめて消防団員になってもらう取り組みを開始。
- 消防団員における被用者の割合が増加し、日中不在となる団員も多いことから、「すき間」をカバーすることを狙いとし、第1弾では、津中央郵便局の内勤職員14名が入団。令和8年度末までに、10事業所で約100人の増員を見込む。

○活動内容

- 事業所近隣(半径300m内)で発生した救急要請事案につき、救急車がすぐ到着できない場合には、消防本部が事業所経由で指令を出し、事業所の機能別消防団員がAEDを活用して応急手当を実施。
- 事業所近隣(半径300m内)で発生した火災において、避難誘導等の後方支援活動を実施。
- 大規模災害の発生時において、避難誘導、応急救護支援活動を実施。



【応急救護活動のイメージ】

■地元企業との包括協定に基づく機能別団員（群馬県太田市） ※「機能別団員・分団制度の活用」から再掲

構成主体：群馬銀行5名、桐生信用金庫16名(令和5年4月1日時点)

○経緯

- 消防団員数が減少する中、能力や事情に応じて特定の活動のみに従事する消防団員を確保することにより、消防団の任務を的確に遂行し、消防責任を十分に果たすことを目的として、機能別消防団員制度を創設。
- 大規模災害発生時、地域に精通する職務の特徴を生かした情報収集を行うことが可能な消防団員が必要となることから、太田市と群馬銀行及び桐生信用金庫が締結した包括協定に基づき、従業員が機能別団員として太田市民の安全・安心のため、地域支援に貢献している。

○活動内容

- 包括協定に基づく機能別消防団員(群馬銀行、桐生信用金庫)が情報収集活動を実施。
- 活動は就業時間内とし、大規模災害発生時、地域に精通する職務の特徴を生かし被災状況の確認などの情報収集を行い、任命されたリーダーが情報を集約して団指揮本部又は事務局に電話連絡をする。
- 緊急を要する場合には119番通報を行い、電話が繋がらない場合には、最寄りの消防署・消防団詰所に駆け付け報告する。



【太田市消防団機能別消防団員発足式】

企業等と連携した取組事例

農業関係（南筑後農業協同組合：福岡県）

※消防団協力事業所

- ・ 事業継続計画（BCP）マニュアルを策定。
- ・ 管内での火災や水害など**消防団員として活動した場合、出勤扱いとしている**など消防団員の活動に配慮している。



建設関係（協業組合H・C建設：岐阜県）

※消防団協力事業所

- ・ 勤務中であっても**消防団活動への出勤が認められ、就業規則において特別休暇扱い**としている。
- ・ 消防団には、団員の**訓練場所の提供**や、災害時に**事業所の資機材等を提供**。



林業関係（れいなん森林組合：福井県）

※消防団協力事業所

- ・ 下記に示す活動に関する**機能別分団を発足**。
- ・ **団員へのチェーンソーの取扱い指導**を実施。必要に応じて、チェーンソー等の**資機材を消防団活動に活用**。
- ・ 林野火災の**消火活動**や、山林での**行方不明者の捜索の際に現場までの誘導**を行っている。



小売業関係（スーパーマツモト：京都府）

- ・ 火災予防に関する街頭広報を実施するため、施設側が**無償で広報啓発場所**を提供。
- ・ 店舗内等で消防団員が、予防啓発を実施。



どうやって入団するの？

【お問い合わせ先】

「消防団オフィシャルウェブサイト」から
①お近くの消防団を探す！

↓
サイトに掲載されている連絡先から消防署など
②担当窓口にお問い合わせる！

↓
案内に従い、入団手続きが完了すれば
③あなたも「消防団員」に！

事業所のみなさまへ

消防団の活動にご理解とご協力をお願いします。

消防団員の減少が続いており、地域の消防防災力の低下が懸念されています。現在、消防団員の約7割がサラリーマンとしてご活躍されており、消防団員を確保するためには、企業の皆様のご理解・ご協力が不可欠です。是非とも、企業の皆様の消防団活動へのご支援をお願いします。

<消防団とは>

消防団員は、普段は本業を持ちながら、災害時の消火・救助活動や、防災啓発等を行う、**非常勤特別職の地方公務員**。



<消防団の主な活動>

災害時の活動例

【消火活動】【救助・救出活動】【避難誘導】



など

平常時の活動例

【各種訓練】【防火啓発活動】【救命講習】



など

<消防団員の処遇>

- ・ **年ごとに報酬が支給**され、さらに**災害活動などで出動した際も報酬が支給**

※ 消防団員には、市町村から年額報酬や、災害等に出動した際の報酬が支給。(国の基準額:36,500円/年、8,000円/日(災害))

- ・ 勤続年数に応じて「**退職報償金**」が支給
- ・ 活動中のケガ等は「**公務災害補償制度**」によって補償

上記の他、活動服などの被服の貸与等あります。



報酬等の詳しい内容は[こちら](#)へ



消防団への協力が企業のメリットに

従業員が消防団に入れば
**防災に関する知識やスキルが身につく、
自社の従業員や施設を守ることができます!**

幅広い世代・職種など、**地域の方々との
多様なつながり**ができます!

ビジネスチャンス
につながる!?

消防団協力事業所になれば、
各自治体の様々な優遇措置を受けられます!

表彰制度もあり、
地域への貢献がCSR活動につながり、
自社のイメージアップになります!

特定の活動だけでも参加できるのはご存じですか?

誰でも、いろいろなカタチで活躍できるのが、**機能別団員・分団**です。
それぞれの能力やスキルを活かしながら、自分ができる範囲で特定の
消防団活動に参加ができます。

機能別団員

仕事や家庭の都合等で全ての活動に参加できない方には、こんな活動も...

重機等を活用した
救助活動

被災者支援や、
避難所運営支援

応急手当の指導や、
防火予防などの啓発活動

消防防災等に関する
広報活動

機能別分団

災害時や特定の活動のみ参加できる場合は、こんなチームも...

大規模災害のみ活動する分団
救助・救援活動など

バイク隊
震災対応・救援活動など

ドローン隊
情報収集など

広報・啓発活動に従事する分団
消防団活動の広報のほか、
防火広報や指導など

企業の方も応援できる
制度があります!

消防団協力事業所表示制度

消防団活動への協力が企業の社会貢献として広く認められる制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを**自社HP**や**名刺**などで広く公表することができます。



【消防団協力事業所表示証】
(左側:シルバーマーク(市町村発行))
(右側:ゴールドマーク(消防庁発行))



制度の詳細内容は
[こちら](#)で

事業所の協力量例

- ✓ 従業員が相当数入団
- ✓ 従業員の消防団活動について、就業規則等で積極的に配慮
- ✓ 災害時等に事業所の施設や資機材を提供 など

自治体の消防団協力事業所に対する主な支援策

入札参加資格の優遇	自治体の公共事業に係る入札(入札参加資格方式・総合評価落札方式)において、審査に有利な加点が与えられます。
税の減免	法人は法人事業税、個人事業主は個人事業税の減免を受けられます。
交付金等の支給	団員である従業員数や従業員の勤続年数等に応じて、事業所に対し、交付金等が支給されます。
物品の貸与や提供	防災ラジオや消火器などの防災関連物品等を無償貸与や提供を受けることができます。
表彰制度	消防団協力事業所として認定された事業所に対する表彰があります。

※ 都道府県や市町村によって支援策の内容が異なります。

消防庁の主な支援策

消防団の力向上 モデル事業	企業等と連携した入団促進など、地方公共団体の様々な取組を全額国費(事業費上限500万円)で支援。
表彰制度	<p>【消防団等地域活動表彰】 消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員を雇用しているなどの事業所等に対して、消防庁長官が表彰。</p> <p>【防災まちづくり大賞】 地域に根差した団体・企業などの防災に関する取組等を表彰(総務大臣賞、消防庁長官賞等)</p>